

高病原性鳥インフルエンザ

現地対策班 管理グループ

防疫作業マニュアル

目 次

1	主な役割	1
2	作業内容及び手順	1
	(1) グループ構成（遺伝子検査陽性時（殺処分開始前に行う準備））	
	(2) 関係機関との連絡調整	
	(3) 防疫作業計画の作成・報告	
	(4) 調達資材の取りまとめ及び依頼	
	(5) 人員配置の決定	
	(6) 周辺農場の異常鶏に対する病性鑑定	
	(7) 発生農場、疫学関連農場、制限区域内の農場への立入検査について	
	(8) 動員の調整	
3	病性判定時（殺処分の開始）	5
	(1) グループ構成	
	(2) 情報収集と情報提供	
	(3) 調達資材の取りまとめ及び依頼	
	(4) 人員配置の管理	
	(5) 疫学調査	

管理グループ

1 主な役割

管理グループは発生市町村の管轄家畜保健衛生所において、現地対策班が行う防疫措置全体の調整、情報の取りまとめと提供等を行う。

なお、現地対策班の班長、副班長は管理グループとしての業務ではなく、現地対策班全体の管理、運営を行い、管理グループの管理、運営はリーダーが行う。

(1) 防疫措置全体の調整

- ・関係機関（管轄警察署、保健所等）との連絡調整
- ・防疫作業計画の作成、報告

(2) 防疫情報の取りまとめと提供

(3) 疫学調査

- ・動物衛生研究所への検体輸送
- ・発生・疫学関連農場の立入及び情報取りまとめ
- ・疫学調査のための採材等

(4) 防疫資材

- ・資材の調達取りまとめ及び依頼
- ・防疫資材備蓄センターからの輸送補助
- ・各グループへの資材供給の調整
- ・各家保有分の防疫資材供給・運搬・設置の協力要請

(5) 周辺農場の異常鶏に対する病性鑑定

(6) 制限区域例外協議

(7) 人員配置

- ・現地対策班（家保、農林事務所分に限る）の名簿作成
- ・現地対策班（家保、農林事務所分に限る）のマイクロバス運行表の作成
- ・人員配置の修正

(8) その他、現地対策班に関係する作業の管理等

2 作業内容及び手順

(1) 簡易検査陽性時（殺処分開始前に行う準備）

簡易検査陽性時、殺処分開始に備えるため、管理グループは発生地グループに農場調査の開始を指示する。

リーダー	家畜保健衛生所 1名
総務・情報	家畜保健衛生所 2名、市町村 2名（役場待機）
病鑑・疫学	家畜保健衛生所 5名、畜産センター（獣医） 1名
防疫資材	家畜保健衛生所 2名

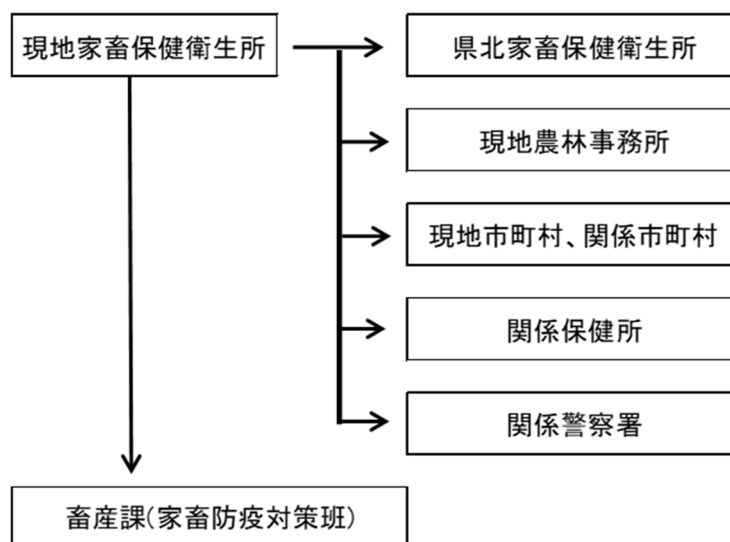
(2) 関係機関との連絡調整

ア 家畜防疫対策班、市町村との連絡調整

管理グループは、簡易検査陽性時、家畜防疫対策班(畜産課)及び県北家畜保健衛生所に報告するとともに、現地農林事務所、現地市町村、関係市町村、関係保健所及び関係警察署に連絡する。

なお、報道機関による公表に併せて、現地及び関係市町村以外の管内全市町村に連絡する。

また、発生市町村では市町村対策本部が設置され、現地対策班と連携し住民への情報提供、発生農場サポート拠点の確保、通行制限(遮断)の実施等を実施するため、管理グループは市町村対策本部との連絡を密に行うよう心掛ける。



イ 会議の開催

(ア) 現地市町村との打合せ

- ・防疫方針の策定
- ・防疫支援センター、消毒ポイントの選定

なお、消毒ポイントで道路・路肩を使用する場合は、管轄警察署、管轄土木事務所へも連絡し、必要に応じて道路使用許可申請書等を提出する。

- ・通行制限箇所を選定
- ・発生農場、埋却地及び防疫措置実施施設の周辺住民への周知方法の検討

(イ) 地域連絡会議の開催

- ・現地対策班長は、速やかに現地対策班の構成員(現地市町村、関係市町村、関係保健所、関係警察署)を招集して防疫業務を円滑に行えるよう会議を開催する。

ウ 各グループとの連絡調整

適宜各グループの作業について連絡調整を行う。

(ア) 発生地グループ

- ・調査表の内容確認（必要に応じて、確認追加の依頼）
- ・防疫措置の進捗について随時確認を行う。

(イ) 防疫支援グループ

- ・防疫支援センターの設置及び運営状況
- ・動員職員の受入状況
- ・防疫資材の受入、管理体制
- ・備蓄センターからの資材運搬スケジュール支援
- ・サポート拠点の設置、運営準備状況

(ウ) 周辺農場支援グループ

- ・発生地周辺農場の異常家きんへの対応状況
- ・周辺農場立入検査の実施状況
- ・出荷支援対策の状況

(エ) 移動規制グループ

- ・通行制限、消毒ポイントの設置、運営準備状況

(オ) 焼埋却グループ

- ・焼埋却作業の運営準備状況

(3) 防疫作業計画の作成・報告

管理グループは農場の規模、農場の鶏舎配置等の情報をもとに、防疫作業計画を作成し、家畜防疫対策班に報告する。

(4) 調達資材の取りまとめ及び依頼

ア 必要防疫資材の算出と調達補助

管理グループは防疫措置に必要な資材をリストアップし、その必要量を算出し、調達業務を行う家畜防疫対策班に連絡する。

イ 防疫資材の輸送

防疫資材備蓄センター（稲敷市）に保管されている防疫資材については、家畜防疫対策班を介してトラック協会に連絡し、防疫支援センターに輸送する。また、トラック協会による防疫資材備蓄センターからの防疫資材の搬出及び防疫支援センターへの搬入に際しては管理グループも立ち会う。

(5) 人員配置の決定

現地対策班（家保、農林事務所分に限る）の名簿及びマイクロバスの運行

表を家畜防疫対策班と協議のうえ作成し、防疫支援グループ、発生地グループ及び移動規制グループと情報共有する。

また、マイクロバスの農場発着場所、侵入経路について決定し、速やかに家畜防疫対策班と情報共有するとともに、現地担との連絡体制を整える。なお、バス運転手との連絡調整及びバスの運行管理は総括班で行う。

(6) 周辺農場の異常鶏に対する病性鑑定

周辺農場支援グループが行う異常鶏の有無の確認において、異常鶏が認められた場合、必要に応じて病性鑑定を行う。

(7) 発生農場、疫学関連農場、制限区域内の農場への立入検査について

発生時には国の疫学調査チームが立ち上げられるため、必要に応じて派遣された疫学調査チームと共同で立入や調査を行う。

(8) 動員の調整

防疫作業に必要な動員について、家畜防疫対策班と調整する。

ア 動員体制

高病原性鳥インフルエンザ等発生時の防疫措置において、県内最大規模の農場での発生を想定し、農場での殺処分を6日間以内に完了させるために必要な県職員(以下「動員職員」という。)は、1,836名とする。

(ア) 班編成

動員職員は51名の6班体制とする。

イ 動員の流れ

(ア) 動員の連絡

簡易検査が陽性となった場合、以下の連絡ルートにより各動員職員に対して個別に連絡する。

・農林水産部

畜産課内に設置された家畜防疫対策班⇒各課総括補佐⇒(各課のルート)
⇒各動員職員

・他農林事務所

現地対策班副班長(農林事務所次長兼企画調整部門長)⇒他農林事務所次長兼企画調整部門長⇒各農林事務所職員

・農林水産部以外

防災・危機管理課⇒各部局の防災監(危機管理連絡会議担当者)⇒各課の総括補佐 ⇒ (各課のルート) ⇒各動員職員

(連絡例：以下の内容に加え服装などの簡単な留意事項を連絡)

「簡易検査陽性事例のため、第○班は、○時までに県庁○前に集合願います。」

(イ) 集合と移動

動員職員は、動員の連絡に基づき、県対策本部事務局総括班が指定した時間と場所に集合し、名簿のチェックを受けてバスに乗車、防疫支援センターに移動する。

その後、バスで発生農場へ移動し農場での防疫措置作業にあたる。

ウ 農場での防疫措置

(ア) 作業内容

発生農場において、鶏の殺処分作業に従事

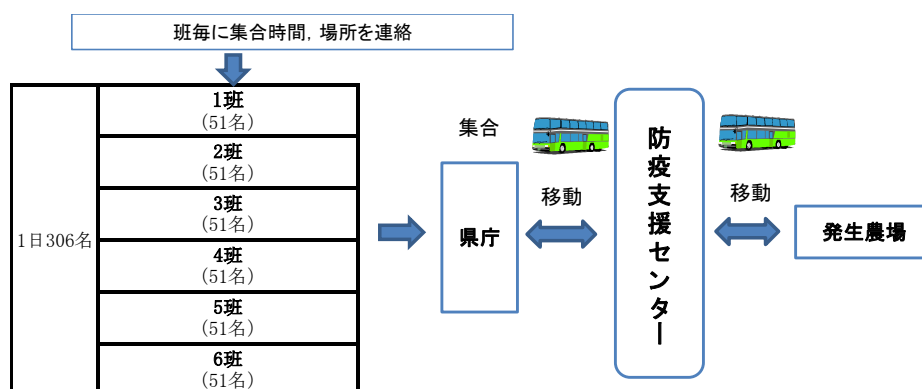
(目安)

台車・ペール方式の場合 殺係(37名)と梱包係(14名)に分かれて作業

ラック方式の場合 ラック係(34名)、梱包係(13名)、ガス係(4名)

(イ) 1班の作業時間

1班当たり4時間作業を行う。(24時間を6班で担当)



3 病性判定時（殺処分の開始）

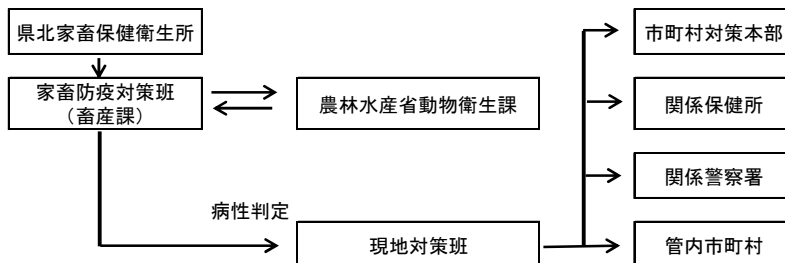
(1) グループ構成(動員者が到着前も同様)

リーダー	家畜保健衛生所 1名
総務・情報	家畜保健衛生所 1名、農林事務所 1名、市町村 2名(役場待機)
病鑑・疫学	家畜保健衛生所 3名
防疫資材	家畜保健衛生所 1名

農林水産省動物衛生課から病性判定(疑似患畜と判定)の結果が、家畜防疫対策班を通じて、現地対策班の管理グループへ連絡が入る。管理グループは家畜防疫対策班から殺処分開始の指示を受けたら、速やかに発生地グループのリーダーに殺処

分開始を指示する。

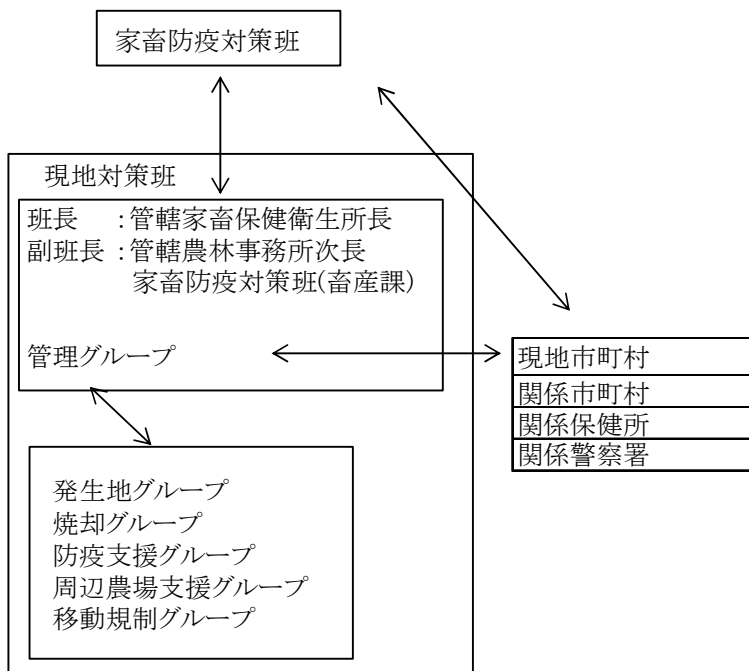
その後、管理グループは現地農林(→他市町村)、関係市町村、民間家畜防疫員、関係保健所、関係警察署に連絡する。



(2) 情報収集と情報提供

発生地グループから殺処分を開始した旨連絡が来たら家畜防疫対策班に連絡する。

適宜各グループの作業の進捗状況について情報収集し、家畜防疫対策班へ報告するとともに必要に応じて、現地市町村、関係市町村、関係保健所、関係警察署へ情報提供する。



各グループとの連絡調整

各グループの作業状況について情報収集や連絡調整を行い、進捗状況を家畜防疫対策班へ報告する。

ア 発生地グループ

- ・発生地における防疫措置の状況

イ 防疫支援グループ

- ・防疫支援センターの設置及び運営状況
- ・動員職員の受入状況
- ・防疫資材の受入、管理状況
- ・バス（人員輸送）、トラック（資材輸送）の運行状況
- ・サポート拠点の設置、運営状況
- ウ 移動規制グループ
 - ・通行制限、消毒ポイントの設置、運営状況
- エ 周辺農場支援グループ
 - ・発生地周辺農場の異常鶏への対応状況
 - ・周辺農場立入検査の実施状況
 - ・出荷支援対策の状況
- オ 焼却グループ
 - ・処分鶏の焼却場搬入状況
 - ・処分鶏の焼却状況

（3）調達資材の取りまとめ及び依頼

不足資材等について発生地グループ、防疫支援グループ、焼却グループ、移動規制グループから連絡があった場合は、家畜保健衛生所や防疫資材備蓄センターに備蓄がある資材についてはそこからの輸送及び積み下ろしを行い、備蓄がないものについては家畜防疫対策班の資材調達班に連絡する。

（4）人員配置の管理

防疫措置の進捗状況を踏まえ、必要に応じて人員配置等の適正化を図ることとし、家畜防疫対策班をはじめ関係機関と協議しながら現地対策班（家保、農林事務所分に限る）の名簿、マイクロバスの運行表の修正を行う。

（5）疫学調査

ア 管理グループは発生地グループが実施した疫学情報の結果を家畜防疫対策班に報告する。

【高病原性鳥インフルエンザの場合】

イ アの調査の結果、次の a から c までに該当する鶏等であることが明らかとなったものは、家畜防疫対策班は農林水産省動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんと判断し、移動を禁止するとともに、直ちに臨床検査を行い、法第 52 条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後 14 日を経過した後に家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

a 病性等判定日から遡って 8 日以上 21 日以内に患畜と接触した鶏等

b 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した鶏等

c 疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている鶏

なお、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

【低病原性鳥インフルエンザの場合】

ウ アの調査の結果、次のaからcまでに該当する鶏等であることが明らかとなった場合、家畜防疫対策班は農林水産省動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんと判断し、移動を禁止するとともに、直ちに臨床検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に家畜防疫員による臨床検査及び血清抗体検査を行う。

a 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触した家きん

b 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触した家きん

c 疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

(6) 終了見込みの連絡調整

現地対策班からの殺処分進捗状況を情報収集し、殺処分が終了すると見込まれる時間の概ね12時間前（次の日の8時～17時までに終了すると見込まれる場合は前日の15時まで）を目途に、家畜防疫対策班と殺処分終了前後の作業体制とそれに伴う県及び団体の動員を終了するタイミングについて協議するとともに、現地市町村とも情報共有を行う。